

## 令和 7 年度（繰越）大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務

### 仕様書

#### 1. 業務の目的

東日本大震災以降、政府全体で防災・減災対策が進められ、災害時の廃棄物対策では、国土強靭化基本計画（令和 5 年 7 月 28 日閣議決定）、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年 5 月 31 日中央防災会議決定）等において、①実効性のある災害廃棄物処理計画の策定及び改定促進、②災害廃棄物の広域連携体制の構築及び廃棄物処理システムの強靭化、③研修・訓練・演習等の継続による人材育成、④仮置場の確保の推進などが重要な課題として位置づけられている。環境省においては、災害廃棄物対策指針の策定等を行うとともに、災害対策基本法や廃棄物処理法の改正等を通じて、①災害対策に係る国の司令塔機能の強化、②国、地方公共団体、民間事業者の役割の明確化、③大規模災害発生後の適正処理に係る方針の明確化等を行っている。また、災害廃棄物処理に係るマニュアル類の作成及び災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）など災害対応の実効性確保に向けた取組を進めている。

こうした状況を踏まえ、近畿地方環境事務所の管轄区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）で構成する「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」（以下「近畿ブロック協議会」という。）においては、「近畿ブロック災害廃棄物対策広域連携行動計画〔第 3 版〕」（以下「行動計画」という。）の実効性を確保するため、本業務において災害廃棄物の処理に係る更なる調査・検討を行うほか、各種会合や研修等を開催することにより、関係者による大規模災害への備え及び大規模災害時の対応能力の向上に資するものとする。

なお、本業務は、近畿地方環境事務所資源循環課職員（以下「担当官」という。）と協議・調整の上、実施するものとする。

#### 2. 業務の内容

##### （1）災害廃棄物の処理に係る調査の実施

調査の実施に当たっては、環境省本省が例年実施する「一般廃棄物処理実態調査」を活用し、全国と近畿ブロック内の府県の結果を比較整理するなど、その結果を取りまとめる。また、近畿地方環境事務所が実施する調査については、担当官と協議の上、実施する。

調査結果の取りまとめに当たっては、担当官及び情報提供者の指定する機密情報表示などに留意するものとする。なお、府県、市町村、一部事務組合の地方公共団体等を対象とする調査の開始時期については、請負者による事前の提案内容と社会情勢等による地方公共団体等の負担状況を考慮して、担当官と協議の上、

改めて時期を決定するものとする。

#### ア 環境省本省が実施する調査

環境省本省が実施する「一般廃棄物処理実態調査」のうち、以下の項目を参考に近畿ブロック内の府県、市町村、一部事務組合、民間企業等を対象として調査結果を抽出し、全国との比較等を行う。なお、調査項目等に係る変更事項を確認するとともに、必要に応じ新たな項目についても調査する。

- ① 災害廃棄物処理計画の策定状況等
- ② 災害時相互協定
- ③ 災害廃棄物処理に関する研修・訓練
- ④ 廃棄物処理施設等の老朽化状況・災害時の自立稼働・自立起動状況
- ⑤ 住民・ボランティア等への啓発・広報（発災時・平時）
- ⑥ 社会福祉協議会との平時からの連携体制
- ⑦ 収集運搬機材及び廃棄物処理従事職員数

#### イ 近畿地方環境事務所が実施する調査

- ① 災害廃棄物仮置場調査

府県、市町村、一部事務組合等を対象とし、災害発生時における廃棄物の集積所や仮置場、または候補地として選定している場所（他の使用方法も含めたオープンスペースとして選定している箇所を含む。）等について、近畿ブロック内の自治体の最新情報を調査し、府県毎に閲覧できるよう整理するとともに、府県担当者に提供する。

- ② 府県有地等の仮置場候補地調査

近畿地方環境事務所が提供する府県有地等の仮置場候補地リストに加えて、近畿財務局が公表している「地方公共団体に提供可能な未利用国有地情報」をもとに自治体から新たに調査希望のあった国有地の管理者等を調査・整理するとともに、その中から10箇所程度の候補地を絞り込む。

調査候補地において、航空画像等により机上調査を行った後、絞り込んだ候補地の施設管理者等との協議を実施する。協議の上、立入許可が下りた候補地は現地調査を実施し、選定条件の確認、アクセス道路の状況、大型車両の通行の可否、仮置場として活用可能な実質面積、保管容量等の確認等を行う。その上で、候補地にて実効性ある仮置場運用をするに当たっての条件整理及び評価を実施する。

また、本調査結果と合わせて近畿地方環境事務所が提供する令和3年度以降に実施した机上調査及び現地調査の結果について、発災時に府県及び調査地の自治体が迅速に活用できるようとりまとめ、府県や自治体担当者と共有する。

## (2) 近畿ブロック協議会、ワーキンググループ、意見交換の運営支援

近畿地方環境事務所が事務局となって開催する近畿ブロック協議会及びワーキンググループについて、会場手配、日程調整、自治体及び関係機関等への連絡、受付、司会、会場設営、資料の作成・編集や印刷などを行う。

近畿ブロック協議会の参加者は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、政令市、中核市、府県が推薦する市町村、有識者、民間団体、国の機関等からなる45団体・個人程度とし、同協議会を2回程度開催（内1回は書面開催）する。また、協議会で協議・報告する資料を作成することとし、そのうち1回分の資料は近畿地方環境事務所のHP上への掲載を通して協議会の参加者に報告することとする。有識者については、近畿ブロックの大学、研究機関に所属する廃棄物処理、災害、防災等の計画策定に知見を有する研究者4名程度を想定しており、請負者の提案を基に担当官と協議の上、決定することとする（提案書の時点では候補者の同意は必要ない）。

近畿ブロック協議会に府県（3回程度）、政令市・中核市（1回程度）、政令市・中核市以外の市町村（1回程度）、有識者（1回程度）を対象としたワーキンググループを設置し、開催する。なお、府県ワーキンググループについては、状況に応じて分科会を設け、担当官と協議したテーマについて2回程度開催する。

近畿ブロック協議会、ワーキンググループとも、近畿ブロックの府県内で開催することとし、1回あたりの会議時間は2時間程度（ワークショップ若しくは検討会形式は3～4時間程度）とし、担当官との調整の上、対面やオンラインで開催する。なお、対面開催の場合、協議会は50名程度、ワーキンググループは20名程度を収容できる会議室を請負者が確保すること。

また、府県、市町村、一部事務組合の地方公共団体等を対象に照会等を実施するに当たっては、請負者による事前の提案内容と社会情勢等による地方公共団体等の負担状況を考慮して、担当官と協議の上、照会時期を決定するものとする。

さらに近畿ブロック内の関係機関等について、担当官と協議の上、個別に意見交換を実施（2回程度）する。

近畿ブロック協議会に関する資料作成について、A4版100頁程度で45団体・個人程度作成する。また、近畿ブロック協議会については開催の都度、議事録を作成して参加者の確認を得るほか、ワーキンググループについては開催の都度、会議の概要を作成して参加者の確認を得る。

近畿ブロック協議会等の参加者のうち、有識者（研究者4名程度を想定）には旅費及び謝金を支給することとし、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準じて旅費を支給し、「令和8年度地方環境事務所における検討会等の諸謝金日額単価」に基づいて謝金を支給する。自治体、民間団体及び国の機関等には旅費を支給することとし、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準じて支給する。なお、

旅費及び謝金について辞退された場合は支給の必要はない。

### (3) 大規模災害時の大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理の継続検討

大阪湾圏域及び近畿ブロックでの発災時の廃棄物の最終処分に係る調査検討を行う。

これまで近畿地方環境事務所では、災害時に大量に発生する災害廃棄物の受入・処理のための機能も期待されている大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）を対象に、センターの業務継続及び減災のための施設整備、大規模災害時のセンターの受入可能量及びその代償・条件、大阪湾圏域等の自治体等における大規模災害時の対応・連携及び課題・条件、圏域等における平時における対策等の調査検討を進めてきたところである。

本業務では、これまでの検討結果も踏まえ、発災時の廃棄物処理の継続及び災害廃棄物処理に向けて大阪湾圏域及び近畿ブロックの市町村、府県、近畿地方環境事務所が平時及び発災時に取るべき対応の調査検討を引き続き実施する。

調査検討を進めるに当たっては、府県、センター、大阪湾広域処理場整備促進協議会、有識者（1名程度）等とのワーキンググループを1回程度実施する。ワーキンググループは対面やオンラインで開催し、対面開催の場合、20名程度を収容できる会議室を請負者が確保すること。

有識者の旅費及び謝金、また自治体、民間団体及び国の機関等の旅費については、2（2）と同様に支給することとする。なお、旅費及び謝金について辞退された場合は支給の必要はない。

### (4) 人材育成事業

災害廃棄物処理担当者向けに説明会や研修を実施する。

#### ア 初任者向け災害廃棄物処理説明会

初任者向け災害廃棄物処理説明会（出水期前に1回の開催を想定、半日程度の内容）を開催する。

#### イ 課題別研修会

国の検討会や有識者の意見を踏まえ、自治体職員や人材バンク登録者向けに災害廃棄物処理に関連する課題をテーマにした研修会を3回程度（各2～3時間程度）開催する。

請負者は上記の説明会等について、会場及びオンライン環境の手配、講師の手配、日程調整、自治体及び関係機関等への連絡、受付、司会、会場設営、資料の作成・編集や印刷などを行う。

資料については、各回ともA4版30頁程度とし、参加人数に応じて必要数(50

部程度)を作成する。会場は、初任者向け説明会及び課題別研修会は50名程度を収容できる施設を必要な機材等を含めて用意する。

講師については、必要に応じ1名程度/回を招聘し、最近の大規模災害時等に災害廃棄物処理の実務を経験した自治体担当者、仮置場や中間処理等施設管理を行った民間企業の担当者、広域処理によって災害廃棄物を受け入れた民間処理業者、災害廃棄物対策を研究している機関の有識者等から、請負者の提案を基に担当官と協議の上、選定する(提案書の時点では講師候補者の同意は必要ない)。

講師に対しては、旅費及び謝金を支給し、2(2)と同様に支給することとする。なお、旅費及び謝金について辞退された場合は支給の必要はない。

#### (5) 地域別出前講座の実施・運営に係る支援

近畿地方環境事務所が実施する一部事務組合と構成自治体、地域の協議会構成自治体、近隣の複数市町村等を対象とした地域別出前講座について、府県を通じて参加市町村等の募集・取りまとめ、開催日程の調整、参加市町村等への連絡、会場手配(20名程度収容)、会場設営、資料の作成・編集、印刷などを行う。

出前講座は、近畿ブロック内12地域程度において、1地域当たり2~3時間の内容で実施する。なお、各府県の実施地域については、参加市町村等の状況、地域特性等を踏まえて、担当官及び府県担当者と協議の上、決定するものとする。

#### (6) 仮置場設置・運営訓練等の実施・運営に係る支援

近畿ブロック内の自治体が実施する災害廃棄物仮置場や集積所の設置、運営等に伴う演習、またはワークショップ及び実地訓練(以下「訓練等」という。)について、その実施や運営を支援する。

本業務の実施に当たっては、担当官と協議のうえ、訓練等の実施要領を作成し、近畿ブロック内の府県、市町村、一部事務組合を対象に本実施要領に基づく訓練等の実施方法・内容について、府県を通じて提案募集を行い、応募自治体の提案内容等を踏まえて、担当官と協議のうえ、6自治体程度(複数の自治体等による共同実施を含む)を選定する。

1自治体(1回)当たりの訓練等は演習等2時間、実地訓練3時間程度とし、仮置場等の設置・運営等に必要となる一連の業務を模擬体験できる内容とする。また、必要に応じて事前説明会を2時間程度実施する。

訓練等の実施自治体は、実施要領や提案内容等に基づき、実地訓練を行う仮置場等の候補地について調整・用意するものとし、請負者は実施自治体や担当官と調整の上、演習等の会場(50名程度収容)の手配、当日の運営を支援するほか、訓練等に用いる資料・資材等を準備するものとする。実地訓練で使用する車両及び廃棄物は自治体等の所有する車両や廃棄物を活用することを前提とするが、用意できない場合や不足する場合は、請負者が車両や廃棄物の種別が判る張り紙を

した段ボール箱等を用意することとする。

#### (7) 府県及び市町村災害廃棄物処理計画改定に係る支援

令和6年8月に閣議決定された第5次循環型社会形成推進計画では、新たに自治体の災害廃棄物処理計画（以下「計画」という。）における水害想定率を2030年度までに60%にする指標が設定された。また、昨年3月には中央防災会議は「南海トラフ巨大地震対策について（報告書）」を公表し、南海トラフ巨大地震の最大クラス地震における被害想定量が示された。

そのため、近畿ブロック内で計画を改定する府県及び市町村・一部事務組合（6自治体程度）を対象に、能登半島地震における災害廃棄物処理等で明らかになった課題や教訓（公費解体、し尿処理等）、水害対応、受援対応等も踏まえ、実効性のある計画となるよう改定を支援する。

支援の手順は以下のとおりとする。

- ① 「災害廃棄物対策指針」（改定版）（平成30年3月）や「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（令和5年4月）」等を踏まえ、計画改定に係る募集要領を作成する。
- ② 募集要領に基づき、府県を通じて近畿ブロック内の自治体から改定項目や内容の募集を行い、応募自治体の改定内容等を踏まえて、担当官と協議のうえ、6自治体程度を選定する。
- ③ 災害廃棄物処理計画改定等の必要性、ポイント等について説明する。
- ④ 中間時点での支援自治体からの質問の共有など、必要な助言や支援を実施する。
- ⑤ 最終の改定計画案作成に向けた必要な助言や支援を実施する。

※ ③～⑤についてはオンライン等で各1回程度実施することを想定。

※ その他、支援自治体からの質問にはメールまたは電話で対応すること。

また、支援に当たっては、府県担当者と綿密に連携して進めるとともに、災害廃棄物対策指針や行動計画、府県災害廃棄物処理計画等との整合を図ること。

#### (8) 行動計画の改定に係る検討

環境省本省が検討している災害廃棄物対策指針改定に係る方向性や改定内容、他ブロック行動計画の内容、改定状況等を踏まえ、現行動計画の改定内容について検討、整理する。また、近畿ブロック内外の被災自治体への支援や受援に係る手順・方法等について検討、整理する。

改正内容の検討にあたっては、近畿ブロック協議会構成員や有識者等の意見を聞くものとする。

#### (9) 府県及び市町村等の災害廃棄物処理計画の収集・整理

府県及び市町村（一部事務組合含む）の災害廃棄物処理計画の電子ファイル（非公開の計画を含む）入手し、府県毎に閲覧できるように整理し、各府県担当者に電子ファイルを提供する。

(10) その他

- ・打合せ等は対面、若しくはオンラインでの実施を想定するが、対面での実施の場合は請負者、若しくは当該業務参加自治体にて確保する。
- ・現地への情報収集のための調整、現地調査等は、当該業務参加自治体と相談の上、請負者が行うこと。また、これらの業務を実施する際には、対象地域の府県、市町村及び近畿地方環境事務所に、進捗状況及び成果を適宜報告すること。なお、業務の実施の過程で新たな課題の顕在化等、業務内容の変更が有効であることが明らかとなった場合には、担当官との協議を経た上で、これを行うものとする。

3. 報告書の作成

2の業務内容における検討手順及び結果について、A4版300頁程度の報告書に取りまとめる。報告書には、担当官及び情報提供者の指定した要機密情報が掲載されないよう細心の注意を払い、様式や検討手順のまとめ方については、第三者が見てもわかりやすいものにするよう心掛ける。

また、報告書の概要版を、近畿地方環境事務所並びに環境省ホームページに掲載することを前提に作成する。

4. 業務履行期限

令和9年3月12日（金）までとする。

5. 成果物

紙媒体：事業全体に係る報告書及び概要版

　報告書 3部（A4、両面、300頁程度）

　概要版 3部（A4、両面、10頁程度）

電子媒体：事業全体に係る報告書の電子データを収納したDVD-R 49式

紙媒体及び電子媒体の提出場所：

近畿地方環境事務所 資源循環課

なお、報告書の電子媒体の一部は近畿ブロック協議会構成団体等に請負者から送付すること。

報告書等（業務上発生するパンフレットや冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの使用及び記載事項は、別添による。

## 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあっては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：

<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>

- (4) 本業務を行うに当たっては、過年度の関連する資料を参考として行うものとする。

なお、当該資料については、下記ホームページにおいて閲覧可能である。

<http://kinki.env.go.jp/recycle/index.html>

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社Windows11上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft社Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

- ・プレゼンテーション資料；Microsoft社PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

- ・画像；BMP形式又はJPEG形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-Rとする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及びDVD-Rに必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。